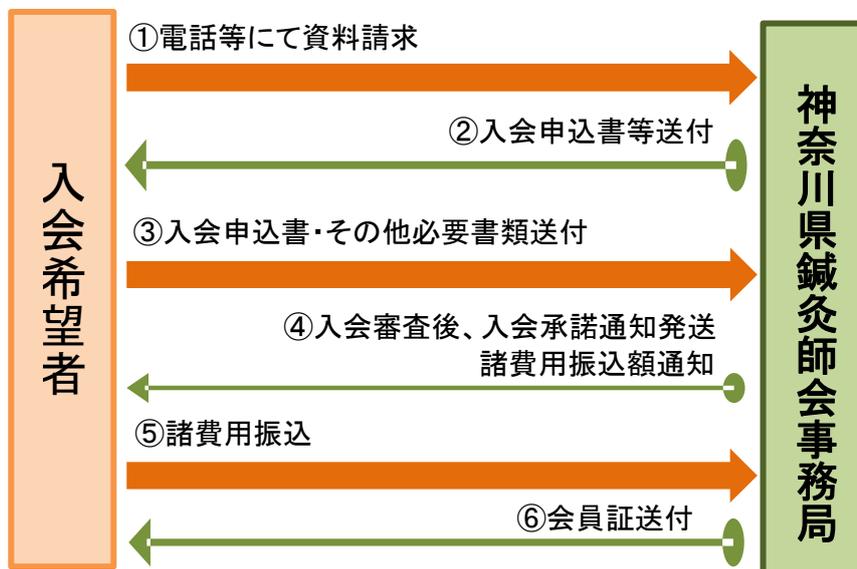


## <入会手続きの概要>

### 1. 入会手続きの流れ

入会手続きの流れのイメージは下図のとおりです。



### 2. 入会申込書等

「入会申込書(職歴など書ききれない場合は、4頁目の入会申込書 別紙をご使用ください)」に、必要事項をご記入いただき、以下の必要書類を添えて師会事務所あて郵便にて送付ください。

#### (必要書類)

- ・はり師・灸師免許証のコピー(A4 サイズに縮小コピーしてください)
- ・写真 2 枚(4 cm × 3 cm、3 か月以内に撮影されたもの)
- ・入会アンケート(入会日は記入しないでください)

3. 入会後に、「会費支払方法選択届」ならびに「預金口座振替依頼書・自動払込使用申込書」を送ります。記入例を参考にご記入の上、ご返送ください。次年度以降の会費振替に必要となります。

### 4. 入会審査及び入会日

当会に入会申込書が届いてから、約 1 週間入会審査のお時間をいただきます。

審査により入会が認められた場合の入会日は、入会申込書が月の 1 日から 15 日までに事務所に届いた場合は翌月 1 日、16 日から月末までに届いた場合には、翌々月の 1 日付になります。

※開業等の場合はお早目にお申込みください。

### 5. 入会時に必要な費用

入会審査終了後に、入会金、会費、賠償責任保険料等のご請求書を郵送いたします。

諸費用の合計額を通知する所定の期日まで指定の銀行口座にお振り込みください。

入金確認を以て正式入会となります。

《入会時に必要な費用のイメージ(割引のないケースで賠償保険は50セットを選択した場合)》

入会金	当会 年会費※1	日鍼会 年会費※2	連盟会費	総合賠償 保険料※3	左記費用 合計
20,000	30,000	15,000	4,000	5,630	73,630 円

※1 入会月により金額は異なります。月払いとする場合は各月 2,700 円となります。

※2 半期ごとに 7,500 円を納付します。

※3 入会月や補償内容、開業・勤務区分などによって金額は異なります。

《 会費等料金一覧表 (2023年4月1日より、下記金額に改訂されました) 》

令和5年4月1日現在

会員区分	割引 期間	会費		連盟会費		会費計	入会金	会費+入会金
		当会 下段月払い	日鍼会	当会	日鍼会			
開業鍼灸師	—	30,000 2,700	15,000	2,000	2,000	49,000	20,000	69,000 69,400
学生割引	はり師きゆう師 免許取得過程 で入会	3,000	無料	無料	無料	無料	留保	3,000
	はり師きゆう師 免許取得後 初年度	18,000 1,700	15,000	2,000	2,000	37,000	10,000	47,000 47,400
学卒割引(教員養成科卒 も該当)	初年度	18,000 1,700	15,000	2,000	2,000	37,000	15,000	52,000 52,400
		24,000 2,200	15,000	2,000	2,000	43,000	15,000	58,000 58,400
勤務者割引	通年	18,000 1,700	15,000	2,000	2,000	37,000	15,000	52,000 52,400
		30,000 2,700	15,000	2,000	2,000	49,000	10,000	59,000 59,400
家族割引・従業員割引	通年	18,000 1,700	15,000	2,000	2,000	37,000	15,000	52,000 52,400
		30,000 2,700	15,000	2,000	2,000	49,000	10,000	59,000 59,400
再入会割引	通年	18,000 1,700	15,000	2,000	2,000	37,000	10,000	47,000 47,400
		30,000		2,000		32,000	20,000	52,000
特別会員(医師など)	通年							
賛助会員(上記以外)	通年	一口 50,000						50,000

#### (ア) 年会費・入会金

- 神奈川県鍼灸師会(以下当会)会費は施術所開設者で年額 30,000 円です。
- 当会会員は同時に日本鍼灸師会(以下日鍼会)会員となるため、日鍼会会費の年額 15,000 円が別途計上されます。
- 上表の割引区分に該当する場合は所定の期間、当会の会費を割引いたします。
  - ① 学生割引: 鍼灸師養成学校在学中に会員となる場合。在学中は表の上段、卒業後に会員継続される際には表の下段に該当します。
  - ② 学卒割引: ①を受けなかった学生が卒業後 1 年以内に会員となる場合。
  - ③ 勤務者割引: 本会員が経営する治療院以外に勤務する場合。
  - ④ 家族・従業員割引: 本会員が経営する治療院に勤務する従業員もしくは会員家族が加入する場合。
  - ⑤ 再入会割引: 過去に本会会員だったものが再度入会する場合。
  - ⑥ 紹介割引: 本会員の紹介をもって入会する場合。
  - ⑦ 特別会員: 鍼灸師ではなく、医師免許を持つものが入会する場合。
  - ⑧ 賛助会員: ①～⑦に該当しない場合。例えば、コメディカルもしくはそれ以外が加入する場合。
- 入会月により、月単位で按分した額を会より請求いたします。
  - 入会金は 20,000 円です。入会金も上表の要件に該当する場合は割引額にて対応させ

ていただきます。

(イ) 連盟会費

当会ならびに日本鍼灸師会は政治連盟という別組織を通じて、鍼灸師の社会的地位向上のため、政治的な働きかけを継続的に行っております。連盟会費はこうした活動のためのコストであり、主として政権与党の各議員に対する交渉力確保のために活用されます。神奈川県鍼灸師会連盟 2,000 円ならびに日本鍼灸師会連盟 2,000 円(令和 5 年 4 月より)/年の合計 4,000 円です。※上記連盟活動に対して抵抗のある方は、その旨を事務局までご連絡ください。連盟会員の加入対象外とさせていただきます。

(ウ) 総合賠償保険料

当会の会員は原則として全員が「日本鍼灸師会総合賠償責任保険」へ加入していただき、万一の事故に備えるほか、会として参加するボランティア活動等の参加要件ともなっています。この保険は 2 月 1 日より翌年 2 月 1 日までの期間を補償するもので、入会月により金額が異なるため、入会月に基づいて保険料を算定して通知させていただきます。詳細は同封の「日本鍼灸師会総合賠償保険のご案内」をご覧ください。なお当会では、過去の支払い事例から 50 セット以上のプランへの加入を推奨しております。また、既に別の賠償保険に加入している場合は本保険に加入しないことも可能です。ただし、その場合は当該加入保険契約書の写しを事務所あてに送付してください。

以上

公益社団法人 神奈川県鍼灸師会  
事務局 045-228-8946